第１４４０回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
大間原子力発電所に係る審議結果

2026 年 11 月 19 日

新基準適合性審査チームから以下の事項を指摘した。また、事業者から全ての指摘事項について了解し、今後、適切に対応していく旨、回答があった。

【DB】

＜第 6 条（外部火災）＞

① 漂流船舶の火災・爆発の影響評価において、評価に用いる評価対象船舶データに過去 1 年間に津軽海峡を通航した外国籍を含む船舶を追加し、当該データを基に仮想船舶を設定しているが、津軽海峡を通航する可能性のある船舶を包絡した設定となっているか確認できない。このため、津軽海峡を通航する可能性のある船舶を網羅的に抽出した上で、改めて評価対象とする船舶の設定の妥当性を説明すること。

【SA】

＜第 54 条／1.11（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等）＞

①大間は先行審査実績と異なり、原子炉建屋と燃料補助建屋の 2 か所に使用済燃料貯蔵プールを設置する方針としているが、2 つのプールで対応が必要なときの考え方が説明されていないため、大間の特徴を踏まえて、重大事故等時の対応手段の選択の考え方を整理して説明すること。

＜第 37 条（有効性評価（想定事故 1/2））＞

①大間の特徴を踏まえた重大事故等時の対応手段の選択の考え方に基づき、改めて、想定事故 1 及び想定事故 2 の有効性評価における対応手順を整理して説明すること。

＜1.0（保管場所・アクセスルート）＞

①地震による道路下斜面のすべりの影響評価については、D-1 断面において、周辺の土質の埋戻・盛土材が液状化するとしていることに対して、斜面の安定性評価に当たってどう考慮するのか確認できない。具体的な評価方針（すべり安全率を評価する対象、すべり面の設定方法、改良地盤Ⅰ自体の安定性評価の考え方等）を明確にした上で、評価対象断面の選定について改めて説明すること。

【説明スケジュール等】

①令和８年６月９日の審査会合において、「令和７年６月２６日の審査会合における指摘事項を踏まえ、改めて、審査実績のない内容を漏れなく抽出して論点を明確にした上で、先行審査実績との差異の理由、基準への適合性の根拠、明確なロジック、妥当性等を各条文でしっかりと分かりやすく説明する

こと。」という指摘を行ったところであるが、現時点においても、大間固有の論点として事業者が抽出していない論点が出てきている。このため、令和７年６月２６日及び令和８年６月９日の審査会合における指摘事項を踏まえ、改めて、審査実績のない内容を漏れなく抽出して論点を明確にした上で、先行審査実績との差異の理由、基準への適合性の根拠、明確なロジック、妥当性等を各条文でしっかりと分かりやすく説明すること。